

【小論文】

問題 医師の処方箋がなくても薬局等で購入できる「一般用医薬品」（以下、「大衆薬」という。）は、副作用のリスクに応じて、第1類、第2類及び第3類に区分されている（出題者注1参照）。このうち、第1類及び第2類の大衆薬は、副作用のリスクが高い等の理由から、これまで薬剤師又は登録販売者による「対面販売」が義務づけられてきた。しかし、近年では第1類及び第2類の大衆薬についてもインターネットによる販売（以下、「ネット販売」という。）を認めるべきであるとする声も大きくなってきた。

このことを踏まえて、別添の新聞記事を読んで、下記の設問（1）～（4）に答えよ。なお、解答は、答案用紙の所定の枠内に収まるように記せ。

- （1） 討論者A氏は、大衆薬のネット販売の危険性はどのような点にあると考えているか。A氏の考えがもっともよく表れている文を抜粋して、A氏の考えを記せ。また、A氏が例示しているネット販売の危険性の具体例を列挙せよ。
- （2） 討論者B氏は、大衆薬のネット販売の危険性についてどのように考えているか。B氏の考えがもっともよく表れている文を抜粋して、B氏の考えを記せ。また、B氏が例示している対応策の具体例を列挙せよ。
- （3） A氏及びB氏は、「店頭での説明」の義務の履行状況に関し、それぞれどのように認識しているか。各氏の認識をもっともよく表れていると思われる文をそれぞれ一文ずつ抜粋せよ。
- （4） 大衆薬のネット販売の解禁による利便性と危険性の双方を考慮しながら、大衆薬のネット販売の規制緩和のあるべき姿についてのあなたの意見を記せ。

出題者注1：一般用医薬品は、次のように区分されている。

第1類：「その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に関し特に注意が必要なもの」

第2類：「その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（第1類医薬品を除く。）」

第3類：「第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品」

出題者注2：別添の新聞記事は、出題の都合上、一部改変されている。

※資料として、産経新聞 金曜討論「医薬品のネット販売」（2013年4月19日）を筆記試験時に配付しました。